

**令和2年度いばらきデジタルトランスフォーメーション事業  
サービス×IT コンソーシアム公募要領**

**1 公募対象**

以下のすべてを満たすこと。

- (1) サービス産業分野が抱える課題を解決するために構成する、サービス産業事業者と、課題解決のためのノウハウを有するIT企業のコンソーシアム(以下「サービス×IT コンソーシアム」という。)による申請であること。
- (2) サービス×IT コンソーシアムを構成するサービス産業事業者が、県内に活動拠点(本店、支店、営業所等)を有する中小企業(※)その他の団体等であること。

※中小企業とは、以下の表中、資本金と従業員のいずれかの基準を満たす企業をいう。

| 主たる事業として営んでいる業種   | 資本金       | 従業員数   |
|-------------------|-----------|--------|
| 製造業、建設業、運輸業       | 3億円以下     | 300人以下 |
| 卸売業               | 1億円以下     | 100人以下 |
| サービス業(以下業種を除く)    | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| ソフトウェア業及び情報処理サービス | 3億円以下     | 300人以下 |
| 小売業               | 5,000万円以下 | 50人以下  |

- (3) 「保育・育児」、「観光」、「小売」のいずれかの分野において、ITを活用した、各分野の課題解決につながるモデル事業(以下「デジタル活用ソリューションモデル事業」という。)を実施するものであって、当該事業を適切に遂行するための技術的能力及び経理等の処理能力を有するものであること。
- (4) 県税を滞納していないものであること

**2 事業スケジュール・支援内容**

- (1) 事業スケジュール

下記により、「保育・育児」、「観光」、「小売」の各分野からそれぞれ1件、合計3件のサービス×IT コンソーシアムを採択する。

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 6～7月22日 | 公募                   |
| ～8月中旬   | 審査委員による案件審査、採択       |
| 8月下旬～   | 支援開始                 |
| ～2月末頃   | 事業実績とりまとめ、成果発表(成果報告) |

- (2) 審査方法等

- ・審査は、「先進性、実現性、普及可能性」の観点から、外部審査委員による審査により実施し、案件を採択する。
- ・審査は書面により実施するが、必要に応じて、WEBアプリを用いた面談を非公開により実施する。

### (3) 支援内容

- ・デジタル活用ソリューションモデル事業の実施に必要な経費について、経費の2/3を支援する（上限3,300千円）。
- ・サービス産業の市場や課題のほか、IT活用によるサービス産業分野での課題解決等について知見を有するアドバイザーを派遣（WEBアプリによる面談，現地派遣）し，サービス力向上や試作品開発，事業計画のブラッシュアップ等に対し，助言・指導を行う

## 3 提出資料・締切

### (1) 提出資料

- ・デジタル活用ソリューションモデル事業支援申請書
- ・デジタル活用ソリューションモデル事業企画書
- ・経費内訳書

### (2) 締切

令和2年7月22日（水）17時※必着

## 4 提出先・提出方法

### (1) 提出先

株式会社フランチャイズアドバンテージ

担当：瀬沼（せぬま）

Mail: senuma@franchising.co.jp

※茨城県から本事業（いばらきデジタルトランスフォーメーション事業）を受託している事業者（以下「受託事業者」という。）です。

### (2) 提出方法

上記(1)提出先のメールアドレスへ，WEBメールにより提出

## 5 問合せ先

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課技術支援グループ

Tel：029-301-3579

Mail: gijutsu@pref.ibaraki.lg.jp

## 6 注意点

- ・公募した「保育・育児」，「観光」，「小売」の分野のコンソーシアムから各分野1つずつ，支援対象のコンソーシアムを採択するため，必ずしも本事業による支援が受けられるとは限らないことに留意すること。
- ・デジタル活用ソリューションモデル事業により生じた知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に定める知的財産権をいう。）に関し

ては、サービス×IT コンソーシアムを構成する事業者が有するものとする（権利処理は事業者間で適切に実施すること。）。

なお、本事業（いばらきデジタルトランスフォーメーション事業）は、事業成果の横展開により県内サービス事業者の生産性向上や新ビジネス創出を図ることを目的としていることから、サービス×IT コンソーシアムは当該事業目的を尊重し、実施スキームやノウハウ等の情報に関しては、受託事業者と茨城県が共有することに同意し、実施スキームやノウハウ等の共有を阻害する目的で知的財産権をみだりに行使しないこと。

- ・採択されたサービス×IT コンソーシアムは、事業着手の前に知的財産権の行使に関する宣誓書（採択後様式提供）、県税の納税証明書（完納証明書, 直近のもの）を提出すること。
- ・デジタル活用ソリューションモデル事業の終了に際しては、受託事業者に実績を報告の上、成果報告に協力すること。

令和 年 月 日

株式会社フランチャイズアドバンテージ

代表取締役 田嶋 雅美 殿

(茨城県知事扱い)

〇×株式会社

代表取締役 ◇◆

(サービス×IT コンソーシアム代表者)

デジタル活用ソリューションモデル事業支援申請書

下記のとおり、申請いたします。

1 サービス×IT コンソーシアム概要

|   |   |
|---|---|
| サービス×IT コンソーシアム名称                             | 〇×コンソーシアム   |
| 構成企業、<br>団体等の体制<br>※枠は県内企業                    | サービス事業者：〇×株式会社 (◇市),<br>◆◆株式会社 (〇県△町),<br>IT事業者：株式会社×× (〇市)<br><br>(合計〇者)                                 |
| 代表企業(団体)の名称<br>※代表企業(団体)の<br>概要資料(パンフレットなど)添付 | 〇×株式会社 代表取締役◆◆<br><br>【事業担当者連絡先】<br>担当者職氏名：〇×株式会社 〇〇課 係長××<br>(電話) 000-0000-0000 (mail) xxxxxx@xxxx.xx.xx |

2 事業経費

|                                |   |   |
|--------------------------------|---|---|
| 総事業費                           | 金 | 円 |
| 交付申請額<br>(総事業費の2/3, 上限3,300千円) | 金 | 円 |

※総事業費は別添企画書添付の経費内訳書と合致するよう記載すること。

## デジタル活用ソリューションモデル事業企画書

**【課題】** ※企画をするに至った背景，経緯や具体的な課題を記載すること。

**【企画の内容】**

1 内容※実施を予定する内容を記載し，別添の経費内訳書を添付すること

2 スケジュール※2021年度以降の支援を保証するものではないこと

(1) 2020年度（2月末まで）

(2) 2021年度以降

**【企画の実施により期待される成果】** ※上記【課題】を解消し得るものであること。他の県内事業者等に横展開できるものであること。

※ページ数の制限なし。必要に応じて補足資料の添付可

経費内訳書

| 区分     | 内容 | 金額 (円) |
|--------|----|--------|
| 人件費    |    |        |
| 資材費    |    |        |
| 機材リース料 |    |        |
| 会議費    |    |        |
| 印刷製本費  |    |        |
| 通信運搬費  |    |        |
| 旅費     |    |        |
| 消耗品費   |    |        |
| 委託費    |    |        |
| その他    |    |        |
|        | 合計 |        |

※次頁【参考：対象経費】を参照し、対象外経費を計上しないようにすること。

※必要に応じて見積書等を添付すること。

【参考：対象経費】

| 区分         | 概要   |
|------------|--|
| 人件費        | 企画書に記載された者に係る人件費   |
| 資材費        | 試作品開発等に要する資材等の経費   |
| 機材<br>リース料 | 実証のため必要な機械・機器のレンタル・リース料（リース契約終了後、貸し手にリース物件を返還するなど、所有権の移転が生じないリース契約に限る）   |
| 会議費        | 会議・打合せに要する会場等に係る経費   |
| 印刷製本費      | 印刷製本に係る経費  |
| 通信運搬費      | 郵送料，運送代，通信・電話料等  |
| 旅費         | 出張の際などに生じる旅費   |
| 消耗品費       | 実証のために必要な物品であって，額が5万円以下のもの   |
| 委託費        | サービス×IT コンソーシアム内で直接実施することができないもの又は適当でないものについて，他の事業者へ完成までを外注するもの（請負契約）や，サービス×IT コンソーシアムが実証に係る作業の一部を他の事業者に行わせるもの（委任契約）等に係る経費 |
| その他        | 実証に必要と認められる経費として受託事業者及び茨城県が認めるもの   |

※ 対象とならない経費

- ア 機械・機器等の購入経費
- イ 土地・建物を取得するための経費
- ウ 本事業に関する経費と従来 of 事業に関する経費との区別が明確でないもの
- エ その他，事業との関連が認められない経費